

広島県告示第七百三十七号

平成二十五年広島県告示第八百四十八号（徴収金の収納事務を委託するコンビニエンスストアを経営する企業）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中株式会社ココストアの項及び株式会社ココストアイーストの項を削る。